

令和8年7月8日 制定

大阪スーパーシティ企業等登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪スーパーシティ企業等登録について必要な事項を定める。

(登録申請)

第2条 大阪のスーパーシティに係るフィールドにおける事業（企業等がその先端的サービスに関してスーパーシティ型国家戦略特別区域制度を活用して行う規制・制度改革提案及びそのために必要となる実証ないし実装その他これに必要な事業（大阪市内で実施するものに限る。）をいう。以下「フィールド事業」という。）を行おうとする者（複数の法人が事業共同体その他これに類するもの（以下「事業共同体等」という。）を組成するときは、これを含む。）は、申請により、大阪府知事及び大阪市長の登録を受けることができる。ただし、申請にあたっては、大阪府知事及び大阪市長と事前協議するものとする。

2 大阪府知事及び大阪市長は、前項の申請があった場合において、その申請が次の各号に掲げる基準に適合すると、大阪府知事及び大阪市長が認めるときは、登録を行った旨を様式第1号により通知し、基準に適合しないと認めるときは、様式第2号により通知するものとする。

(1) 次のすべてに該当すること

ア 申請者が法人格を有すること。ただし、事業共同体等が申請者となる場合はこの限りでない。この場合において、事業共同体等を構成するすべてのものが法人格を有するものであること。

イ フィールド事業のうち、規制・制度改革提案及びそのための実証その他これに類するもの（以下「提案等」という。）が次のいずれにも該当すること。

(ア) 提案等の実施場所について具体的に提示できること

(イ) 提案等の構想又は計画が具体的かつ適正であること

(ウ) 提案等の背景、必要性及び期待される効果が具体的かつ適正であること

(エ) 提案等の対象となる規制等の内容及び根拠法令が具体的かつ適正であること

(オ) 提案等を実現するために必要な規制改革の内容及び当該規制改革によって生じうる懸念の有無や代替措置が具体的かつ適正であること

ウ フィールド事業を着実に遂行するために十分な体制及び能力として、次のいずれにも該当すること。この場合において、申請者が事業共同体等であるときは、当該事業共同体等を構成する法人間の役割分担、責任体制及び連携体制が明確にされていなければならない。

(ア) フィールド事業を所掌する専従的な組織その他の運営体制を有すること

(イ) フィールド事業に係る専門的かつ技術的助言が可能な人員を有していること

- (ウ) 事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過又は直近３年間連続で最終収支において損失を計上していないこと。ただし、当該状態が改善される見込みである旨の誓約書（代表者印の押印のあるものに限る。）の提出がなされたときは、この限りでない。なお最終収支とは損益相当額や収支差額などを指す。）
- (2) 次のいずれにも該当しないこと（申請者が事業共同体等であるときは、当該事業共同体等を構成するすべての者が次のいずれにも該当しないこと）
 - ア 税に未納のある者
 - イ 不正又は不誠実行為をするおそれがあると認められる者
 - ウ 所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始の決定がなされている者
 - エ 第６条第５項による登録の取消しを通知した日から５年を経過しない者
 - オ 次の申立てがなされている者
 - (ア) 破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条又は第１９条に基づく破産手続開始の申立て
 - (イ) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条に基づく更生手続開始の申立て
 - (ウ) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条に基づく再生手続開始の申立て
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下この項において「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団
 - キ 代表者又は役員のうちに、次の項目に該当する者があるもの
 - (ア) 法第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなってから５年を経過しない者
 - (イ) 法第３２条第１項第２号又は第４号に該当する者
 - (ウ) 罰金以上の刑に処せられた者（刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号）により懲役又は禁錮刑に処せられた者を含む。）であって、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者
- 3 第１項の申請には、登録申請書（様式第３号）に次に掲げる書類を添付して、大阪府知事及び大阪市長に提出しなければならない。
 - (1) 運営体制表（実際に事業に参画する人員数、全員の氏名及び連絡窓口がわかるもの）
 - (2) 提案等に関する書類
 - (3) 履歴事項全部証明書
 - (4) 直近３年の事業年度の貸借対照表及び損益計算書
 - (5) 前項第２号アからキまでのいずれにも該当しないこと、第４条及び第５条、その他本要綱に定める事項を遵守する旨を誓約する書面（様式第４号）

(登録の公表及び表示)

第3条 大阪府知事及び大阪市長は、前条第2項の登録があったときは、登録に係る状況を速やかに公表するものとする。

2 前条第2項の登録を受けた者（以下「登録企業等」という。）は、そのフィールド事業について、「大阪スーパーシティ登録企業等」の名称を用いることができる。

(変更承認手続き等)

第4条 登録企業等は、第2条の申請内容に変更があるときは、様式第5号により、大阪府知事及び大阪市長に申請を行い、大阪府知事及び大阪市長の承認を受けなければならない。ただし、法人住所・代表者名・連絡先等その他変更が軽微なものであるときは、この限りでない。

2 第2条第2項及び第3項並びに前条第1項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、変更がない事業の内容に係る書類は、その添付を省略することができる。

3 登録企業等は、第1項ただし書の軽微な事項を変更したとき又は事業の全部を廃止したときは、その日から10日以内に、様式第6号により、その旨を大阪府知事及び大阪市長に届け出なければならない。

4 登録企業等は、第2条第2項第2号アからキまでのいずれかに該当するに至ったときは、その旨を大阪府知事及び大阪市長に届け出なければならない。

(事業報告等)

第5条 登録企業等は、事業年度（毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。以下同じ。）ごとに、様式第7号により、事業実績報告書を作成し、毎事業年度経過後1月以内に、大阪府知事及び大阪市長に提出しなければならない。

2 大阪府知事及び大阪市長は、本要綱の実施に必要な限度において、登録企業等に対し、そのフィールド事業に関し、必要な報告を求めることができる。

3 大阪府知事及び大阪市長は、前項の報告がないとき若しくはその報告があった場合においてその内容に疑いがあると認めるとき又は登録企業等が第2条第2項第1号の基準に適合しなくなったと認めるときは、当該登録企業等に対し、期限を定めて、改善を求めることができる。

(登録の取消し等)

第6条 第4条第3項の届出のうち、フィールド事業の全部の廃止に係るものがあったときは、当該登録企業等の登録は、失効する。

2 大阪府知事及び大阪市長は、前条第1項の事業実績報告書の提出がないとき又は前条第3項の規定により改善を求めたにも関わらず登録企業等における改善がないと認めるときは、大阪府知事及び大阪市長の協議により、その登録を取り消すことができる。

- 3 大阪府知事及び大阪市長は、登録企業等が第2条第2項第2号の基準に適合しなくなったと認めるときは、大阪府知事及び大阪市長の協議により、その登録を取り消すものとする。
- 4 大阪府知事及び大阪市長は、前2項の規定により取消しをしようとするときは、当該登録企業等から書面又は口頭による意見聴取を行うものとする。
- 5 大阪府知事及び大阪市長は、第2項又は第3項の規定による取消しを行った場合は、様式第8号により、取消しを行った旨を通知する。
- 6 大阪府知事及び大阪市長は、第1項の規定により登録が失効したとき、又は第2項若しくは第3項の規定による取消しをしたときは、公表されている登録状況一覧から当該法人又は事業共同体等の名称を遅滞なく削除しなければならない。

(助言、協力等)

第7条 大阪府知事及び大阪市長は、本要綱に定める事項に関し、大阪スーパーシティ認証登録制度の推進にかかる協定を締結した者に対して、助言その他協力を求めることができる。

(その他)

第8条 本要綱に定めるもののほか、本要綱の施行に関し必要な事項は、大阪府知事及び大阪市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月8日から施行する。